

# 市税の納付が困難な方に対する猶予制度

## 申請による換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、納税について誠実な意思を有するなどの一定の要件に該当するときは・・・



その市税の納期限から6か月以内に、市に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、申請による換価の猶予は認められません。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、上越市長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

## 徴収の猶予

- ① 災害を受け、又は盗難にあったこと
- ② 納税者が病気にかかり、又は負傷したこと
- ③ 事業を廃止し、又は休止したこと
- ④ 事業につき著しい損失を受けたこと
- ⑤ 法定納期限から1年以上経過した後に、納税すべき税額が確定したこと

上記の猶予該当事実に基づき、市税を一時に納付することができないときは・・・



市に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

## 猶予が認められると・・・

- 財産の換価（換価の猶予の場合）や差押えなど（徴収の猶予の場合）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金の全部（上記①及び②に該当する場合の徴収の猶予の場合のみ）又は一部が免除されます。

※ 猶予が認められても、納税の義務そのものがなくなるものではなく、猶予期間中に納税していただく必要があります。

※ 猶予期間中は、猶予に係る市税の時効が進行しなくなります。

**新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を納期限までに納付できない場合は、早めに上越市収納課にご相談ください。**

問い合わせ先 上越市財務部 収納課 徴収係 電話 025-520-5655（収納課直通）